

受講生募集!

食改さん養成講座

西原町民への望ましい食習慣の普及と地域住民の健康の保持・増進を担う『食改さん』の環を広げていくため、平成21年度「食生活改善推進員養成講座」を開催します! 食生活に関心がある、地域との交流を持ちたい、料理が好きなど、食に関心のある皆さんの参加をお待ちしています♪

【募集対象】・町内在住者で、食生活や地域の健康づくり活動に関心のある方
・受講後に、町民と行政とのパイプ役となり、かつ地域で「食生活改善推進員」としてボランティア活動のできる方

【受講期間】平成21年8月4日～平成21年12月16日までの火曜日(全12回)

【受講時間】午後2時～4時30分

【募集人員】20人程度

【募集期間】平成21年6月1日(月)～7月31日(金)

【応募方法】電話、または健康推進課窓口まで直接お越しください



◆お問い合わせ／西原町役場 健康推進課 ☎945-4791(内線157～160)◆

平成20年度 情報公開制度・個人情報保護制度

この運用状況は、平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日)の1年分をまとめたものです。

I 情報公開制度の運用状況の概要

- 公開請求は11件で、内訳は下記の表1のとおりです。
- 公開請求の分野別では、行政一般関係が8件、都市計画・開発関係が3件となっています。また、実施機関別では町長事務部局11件となっています。
- 月平均の請求件数は0.92件です。
- 部分公開・非公開は3件です。
- 処分に対する不服申立は0件です。

表1 情報公開請求の処理件数内訳

公開請求	公開	部分公開	非公開	取り下げ	不服申立
11	8	2	1	0	0

※1つの請求書で複数の文書の請求があり、かつ処分内容が複数におよぶ場合は、件数を複数にカウントしています。
※文書不存在については、非公開処分を行うこととし、非公開欄のかつこ書きはその件数です。

II 個人情報保護制度の運用状況の概要

- 個人情報に関する請求は3件で、内訳は下記の表2のとおりです。
- 処分に対する不服申立は1件です。
- 個人情報の目的外利用等の届出は26件で、その内訳は目的外利用0件、外部提供26件となっています。

表2 個人情報(開示・訂正・削除・中止)の請求件数等の内訳

請求開示	開示	一部開示	不開示	拒否	取り下げ	不服申立	請求訂正	請求削除	請求中止
2	2	0	0	0	0	1	0	1	0

お問い合わせ／西原町役場 総務課 総務係 ☎945-5011(内線113) FAX 946-6086

不法投棄は法律違反



廃棄物の焼却禁止に違反の場合



近年の廃棄物は、その量のみならず質的にも処理・処分の困難なものが急増しています。このような状況を背景として、都市近郊であるわたしたちの街、西原町ではごみの不法投棄・不法焼却が急激に増えており、これらを防止するため、さまざまな取組を行っています。

しかし、**自分の土地を守るのは自分自身**です。

不法投棄を予防するために対策をとり、また、野外焼却をするなど周りに迷惑をかけないように気をつけましょう。

不法投棄の予防策の例

- こまめに草を刈り、常に見通しのきくきれいな状態にしておく。
- 柵をする・土のうを積む・入口に鍵・鎖を設けるなど進入されにくい環境を作る。
- 定期的に見回りをするなど常に土地の状況を把握しておく。
自分ひとりでは難しい、というときは自治会や近所のグループで、交代で見回る等の地域の協力が大切です。

野外焼却(野焼き)の禁止について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは一部の例外を除き禁止されており、野焼きをすると、法律で罰せられます。

注：地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却などは、野焼きと同じです。付近住民の方への迷惑、有害物質の発生の原因にもなりますので、野外焼却(野焼き)はやめましょう。

「自分には関係ない」と知らない顔をするのではなく、**地域の問題としてみんなで取り組むことが不法投棄・不法焼却を防止する最も有効な手段なのです。**

お問い合わせ先／西原町役場

●すぐやる課 ☎945-5018 ●産業課 ☎945-4540 ●土木課 ☎945-4415